破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３５２号
沖縄県浦添市宮城４丁目３番12号
破産者　嘉手苅清三
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６４号
青森県弘前市大字紺屋町106番地３
破産者　今村　　長
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第１４２号
山形県鶴岡市新海町９番20号
破産者　佐藤　吉一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５７号
富山市今泉30番地１　メゾン今泉801号
破産者　田縄　浩二
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５号
長野県岡谷市神明町１丁目６番21号
破産者　両角紀代榮
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２１２号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地41
破産者　藤井　有子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第７７１３号
大阪市東淀川区大道南２丁目８番16―401号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里４丁目13番10号
破産者　濱口　澄男
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７１６号
大阪府高槻市天神町２丁目１番３―1003号、前住所大阪府高槻市日吉台五番町３番17号
破産者　村原　　均
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７４５号
大阪府池田市天神２丁目３番25号、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町５丁目４番17―301号
破産者　坂本　　博
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９０３号
三重県多気郡大台町佐原106番地
破産者　筒井　陽子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２１１号
大阪市淀川区新高１丁目８番31号
破産者　小川商店こと　小川　貞義
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０７号
大阪府東大阪市新庄２丁目18番37号、事業所所在地大阪府東大阪市中鴻池町２―１―25北端
破産者　中井工務店こと　中井　武一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０４号
大阪市城東区放出西１丁目２番59―106号山野方
破産者　山崎　高裕
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２８号
大阪府大東市大東町８番３号、前住所大阪府大東市谷川２丁目10番12号
破産者　河野　昭造
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７５号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目17番３―109号、前住所大阪市西成区千本中２丁目10番２―505号
破産者　花房タクシーこと　花房　　惠
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９１号
大阪府高石市綾園５丁目８番42号
破産者　村田　　稔
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1605番地１、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字坂原644番地Ｃ―４号
破産者　葉狩　克司
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部